



# 島根県報

平成23年 4 月 26 日 (火)

号外 第 110 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 2

**【告 示】**

毒物劇物取扱者試験規程の一部改正 (薬事衛生課) 2

登録販売者試験規程の一部改正 ( " ) 3

**【公 告】**

平成23年度登録販売者試験の実施 (薬事衛生課) 4

公布された条例等のあらまし

◇毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第49号）

- 1 規則の概要
  - 毒物劇物取扱者試験願書の様式の整理（第12号様式関係）
- 2 施行期日
  - 公布の日から施行することとした。

**規 則**

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第49号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第12号様式の注の3を次のように改める。

3 添付物

受験者の写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので裏面に氏名を記載すること。）を貼った知事が別に定める受験票1通

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

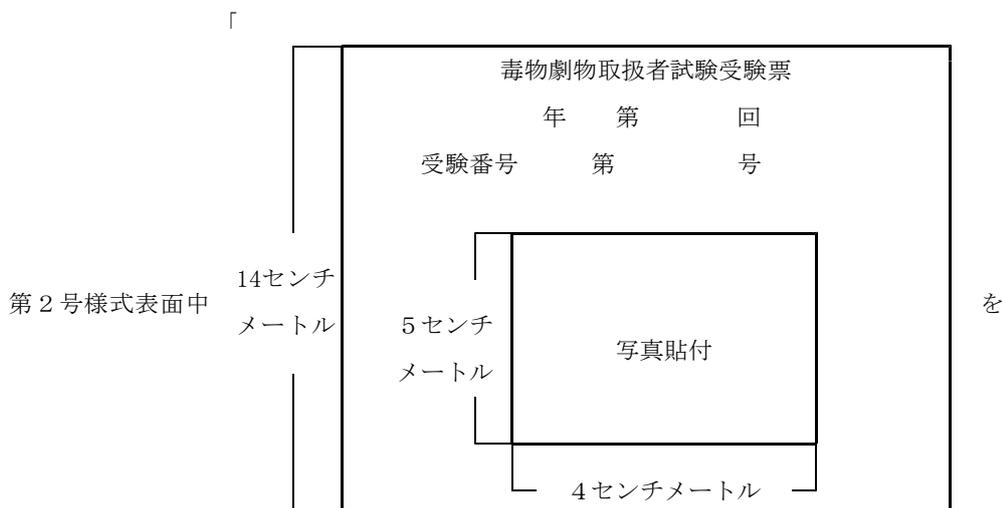
島根県告示第324号

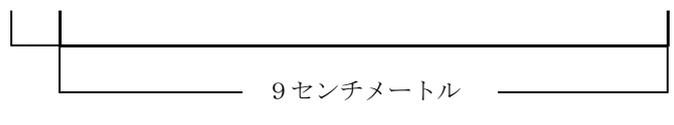
毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）の一部を次のように改正する。

平成23年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 第1号様式中 「1 この通知書を試験場入口の受付に提出し、受験票の交付を受け係員の指示に従うこと。 を削る。
- 2 指定時刻に遅れた場合は、受験できないことがあります。」





「

毒物劇物取扱者試験受験票							
※	年 第 回						
※	受験番号 第 号						
4.5センチ メートル	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">写真貼付</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(写真は、出願前6月以 内に撮影した正面上半 身、脱帽、縦4.5センチメ ートル、横3.5センチメ ートルのもので、裏面に氏 名を記載すること。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3.5センチメートル</td> </tr> </table>	写真貼付		(写真は、出願前6月以 内に撮影した正面上半 身、脱帽、縦4.5センチメ ートル、横3.5センチメ ートルのもので、裏面に氏 名を記載すること。)		3.5センチメートル	
写真貼付							
(写真は、出願前6月以 内に撮影した正面上半 身、脱帽、縦4.5センチメ ートル、横3.5センチメ ートルのもので、裏面に氏 名を記載すること。)							
3.5センチメートル							
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>撮影年月日</td> <td></td> </tr> </table>		氏 名		撮影年月日			
氏 名							
撮影年月日							
(注意) ※印のある欄は、記入しないこと。							
10.5センチメートル							

に改め、同様式の別紙受験者の心得を次のように

改める。

別紙

## 受験者心得

- 1 受験者は、必ず受験票を携帯し、試験場にあつては机上に置くこと。
- 2 試験場においては、静粛にし、私語はもちろん挙動その他の方法をもって、受験者相互の意志を通ずる等の不正行為をしてはならない。

なお、監視員の許可を受けないで自席を離れてはならない。

- 3 答案には受験番号を記載し、氏名を記載してはならない。
- 4 答案には、文字を明瞭に記載すること。
- 5 答案を作ることができない者も、用紙には受験番号を記載して提出すること。

## 附 則

この告示は、平成23年4月26日から施行する。

## 島根県告示第325号

登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 様式第2号中 「(1) この通知書を試験会場入り口の受付に提出し、受験票の交付を受け、係員の指示に従うこと。を
- (2) 指定時刻に遅れた場合は、受験できないことがあります。」

削る。

## 附 則

この告示は、平成23年 4 月 26 日から施行する

**公 告**

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成23年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）第159条の4第2項及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第6条の規定により公告する。

平成23年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 試験日時

平成23年 8 月 11 日（木）午前10時から午後 3 時30分まで

## 2 試験場所

- (1) 松江会場 松江市東津田町1741番地 1 松江合同庁舎  
松江市殿町158番地 島根県民会館
- (2) 浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎

## 3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識  
(2) 人体の働きと医薬品  
(3) 主な医薬品とその作用  
(4) 薬事に関する法規と制度  
(5) 医薬品の適正使用と安全対策

## 4 試験願書の請求先

- (1) 県内居住者は、住所地を管轄する保健所に請求すること。  
(2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887松江市殿町128番地）に請求すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書きし、140円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒を同封すること。

## 5 提出書類

- (1) 試験願書（登録販売者試験規程様式第1号によること。）1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの）を、受験票（登録販売者試験規程様式第3号によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通
- (3) 次に掲げる受験資格を有することを証明するいずれかの書類（氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なる場合には、戸籍謄本又は抄本（発行後6月以内のもの）を添付すること。）1通
- ア 規則第159条の5第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する者にあつては、卒業証明書（原本）
- イ 規則第159条の5第2項第4号に該当する者にあつては、卒業証明書（原本）及び実務経験（見込）証明書
- ウ 規則第159条の5第2項第5号に該当する者にあつては、実務経験（見込）証明書
- エ 規則第159条の5第2項第6号に該当する者にあつては、知識経験を証する書類

## 6 受験手数料

14,000円に相当する額の島根県収入証紙を試験願書の正本に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。

ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、現金又は株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替若しくは定額小為替により納めることができる。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

#### 7 試験願書の受付期間

平成23年5月23日（月）から同年6月3日（金）まで

なお、郵送の場合は、6月3日付けの消印のあるものまでを有効とする。

#### 8 試験願書等の提出先

- (1) 県内居住者は、住所地を管轄する保健所に提出すること。
- (2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

#### 9 合格者の発表

平成23年9月27日（火）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

#### 10 その他

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。